

令和4年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	12	20	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p><u>7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</u></p> <p><u>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある指定避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。そこで、津市産業・スポーツセンターや津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点や避難所として活用を図るほか、収容しきれない避難者を緊急かつ一時的に受け入れるための市有施設以外の施設の確保や避難者の移送体制の更なる確保に努めるとともに、「津市広域避難方針」に従い、広域避難計画を策定して広域避難体制を整備します。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者を伴うなど、やむを得ず自動車での避難者の駐車スペースを確保して、自動車避難の受入体制を整備します。</u></p> <p><u>(1) 広域避難対象域をおおむね4つの地域に区分し、1次的な避難場所（以下「1次避難施設」という。）と2次的な避難場所（以下「2次避難施設」という。）を選定します。</u></p> <p><u>(2) 広域避難における1次避難施設への移動は、原則、徒歩によることとしますが、避難行動要支援者等で徒歩によることができない場合に備え、地域住民の共助による移動手段の確保を図ります。</u></p> <p><u>(3) 県有施設管理者の協力や民間事業者との災害応援協定の締結による2次避難施設確保に努めます。</u></p> <p><u>(4) 自動車での避難者への対応について、民間事業者等の駐車場等を使用できるよう協力を求めます。</u></p>	<p>第3章 津波災害予防計画</p> <p>第3節 津波災害予防対策の推進</p> <p><u>7 広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化（危機管理部、市民部、政策財務部）</u></p> <p><u>市は、津市広域避難計画に基づき、沿岸部の津波浸水予測地域外の指定避難所に収容しきれない避難者を拠点施設（第一広域避難施設）から避難先の指定避難所およびその他補完施設へ移送します。その他補完施設において、さらなる確保に向け、県有施設の協力や民間事業者との災害時応援協定の締結を推進し、広域避難及び自動車避難の受入体制等の強化に努めます。</u></p>